

静岡県交通基盤部建設関連業務委託制限付き一般競争入札  
(入札後審査型・簡易タイプ) 試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設産業の働き方改革を推進し、地域の守り手となる建設産業の担い手を確保するため、静岡県交通基盤部が試行する制限付き一般競争入札（入札後審査型・簡易タイプ）（以下「簡易タイプ」という。）の入札に関し、静岡県建設関連業務委託制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(試行方法)

第2条 簡易タイプの入札の試行は、次の方法により行うものとする。

(1) 対象発注機関

交通基盤部各出先機関

(2) 試行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開札を行う案件

ただし、試行において問題が発生した場合は、発注機関と建設業課で協議の上、試行を中止する場合がある。

(3) 試行対象業務

業務委託のうち、配置技術者の要件を定める必要がない案件のうち、対象発注機関において選定したものを試行対象とする。

ただし、総合評価落札方式によるものは試行対象外とする。

(4) 試行件数

試行件数は各発注機関5件以上とする。

ただし、試行に適した案件がない場合はこの限りではない。

(入札参加資格の設定)

第3条 入札参加資格の設定は、以下のとおり行うものとし、入札参加資格設定調書（簡易タイプ様式第1号）を作成しなければならない。

(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「TECRIS」という。）の検索条件と同様とすること。

(2) 配置予定技術者は要件として設定できないことに留意すること。

(3) 「見込み対象者」の欄は、原則として、TECRISの検索結果を記載すること。

(入札参加表明書)

第4条 執行機関の長は、この入札に参加しようとする者について、「入札参加表明書」（簡易タイプ様式第2号）を提出させなければならない。

2 前項の入札参加表明書の提出期限等は、入札公告に記載しなければならない。

(入札参加資格確認申請書及び資格確認等)

第5条 この入札において、第3条第3号の「見込み対象者」に記載された者については、入札参加資格確認申請書(簡易タイプ様式第3号、以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び確認は不要とする。ただし、「見込み対象者」に記載のない者が落札候補者となった場合又は執行機関が必要と認める場合(以下「要確認者」という。)、執行機関の長は、要確認者に申請書及び資料の提出について、静岡県電子入札システムにより通知するものとする。この場合、申請書及び資料の提出期限は、原則として、通知の日の翌日から2日間(静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条に規定する県の機関の休日を含まない。)とする。

2 前項の規定により、申請書及び資料の提出を受けた場合の確認は、実施要領第11条第2号により行うものとするが、入札参加資格確認通知書は省略する。なお、同号エの規定による入札参加資格不適合通知書については、省略することはできない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第6条 前条第2項の規定により、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等の取扱いは、実施要領第12条によるものとする。

(入札公告)

第7条 この入札の試行に当たっては、別に示す入札公告例(入札後審査型・簡易タイプ)に準じて入札公告を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。